

国立大学法人京都大学予算規則新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>(前略)</p> <p>別表 予算単位及び予算責任者(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予算単位</th> <th style="text-align: center;">予算責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>情報部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>事務本部(情報部に係るものを除く)</td> <td>財務部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設部については、施設整備事業及び財務・経営センター施設費交付事業等に関する予算の範囲とする。</p>	予算単位	予算責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(略)		施設部	部長	情報部	部長	事務本部(情報部に係るものを除く)	財務部長	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>別表 予算単位及び予算責任者(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予算単位</th> <th style="text-align: center;">予算責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>企画・情報部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>事務本部</td> <td>財務部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設整備事業及び財務・経営センター施設費交付事業等に関する予算の範囲については、施設部が管理する。 企画・情報部情報推進課及び情報基盤課が所掌する事務に関する予算の範囲については、企画・情報部が管理する。</p>	予算単位	予算責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(同 左)		施設部	部長	企画・情報部	部長	事務本部	財務部長
予算単位	予算責任者																								
文学研究科・文学部	研究科長																								
(略)																									
施設部	部長																								
情報部	部長																								
事務本部(情報部に係るものを除く)	財務部長																								
予算単位	予算責任者																								
文学研究科・文学部	研究科長																								
(同 左)																									
施設部	部長																								
企画・情報部	部長																								
事務本部	財務部長																								